

納税組合制度に関する意見交換会 報告書

○全参加人数 73名 (全組合数 363組合)

○各会場における主な意見等

・第1回 10月6日(木) 福井市川西コミュニティ・センター 参加人数：13名

意見 納税奨励金の個人分配が不公平というのは理解できるが、地域活動への活用は不公平に当たらないのでは。

回答 制度創設当時は、不便な納税環境や戦災、震災等の社会状況から効果があったが、納税組合にだけ納税奨励金が交付されるのは、現在の社会情勢に即していないという趣旨である。

意見 制度創設当時は必要な施策だったが、現在では口座振替率が高く、他に様々な納付方法もあることから、納税組合の必要性は低下している。

質問 制度廃止後、納税組合で貯蓄している納税奨励金はどうしたらよいか。

回答 納税組合によって事情が異なるため、組合内で十分協議の上、地域コミュニティ活動等への利用が望ましいと考える。組合員への分配は事実上の税軽減となるため控えてほしい。

質問 制度廃止の場合、納税組合ごとに解散手続きをするのか。市が一斉に廃止するのか。

回答 市議会で条例廃止が議決されれば、全ての納税組合が廃止になり、納税組合ごとの手続きは不要である。

質問 制度廃止に向けた想定スケジュールは。

回答 意見交換会や福井市納税推進懇話会での意見を踏まえ、今年度中に方向性を決定する。最短であれば、令和5年3月定例会市議会で条例廃止を提案する。施行までに周知期間を設ける予定である。

要望 廃止時期をなるべく早く通知してほしい。

・第2回 10月11日(火) 福井市防災センター 参加人数：16名

意見 収納率向上の要因の一つに、長年納税組合が口座振替推奨の活動を行ってきた実績がある。また、地域コミュニケーション維持にも貢献している。

質問 組合長へのアンケート調査では過半数が制度継続を希望しているが、市はどう受け止めるか。

回答 納税奨励金を受け取る側の組合長を対象としたアンケートであるため、継続意見が大半を占めると想定していたが、半数近くの方が制度廃止やむなしと考えているという結果に驚いている。

要望 納税奨励金を自治会の財源に充てているため、自治会とも十分協議してほしい。

回答 納税組合と自治会とは組織形態や設置目的が異なり、納税組合がない自治会もある。制度廃止に伴う自治会活動やコミュニティ維持に関する懸念については、自治会所管所属に伝える。

質問 制度廃止後、組合長が集金していた組合員に対する口座振替勧奨をどのように行うのか。

回答 要望があれば各地区で口座振替加入手続きの相談会等を開催することも検討している。組合長に要望の取りまとめをお願いするかもしれないが、できるだけ組合長に迷惑をかけないよう工夫したい。

意見 制度廃止でよい。納税奨励金の使い道が分からないなら、被災地等に寄付すればよい。

・第3回 10月13日(木) 福井市きらら館 参加人数：23名

意見 組合員の口座振替加入が進み、納税組合は実質的にほとんど機能していない。納税奨励金は他で有効活用を。

意見 納税組合がなくなっても地域の繋がりがなくなることはない。むしろ、納税組合があることで、他人の税額が知りたくないのに分かってしまう。

質問 組合員の加入を市で呼び掛けたり奨励したりしているか。

回答 納税環境が充実しているため、現在は積極的な奨励を行っていない。

要望 納税組合制度に要していた費用を自治会のコミュニティ活動の費用に充ててほしい。

回答 自治会所管所属へ要望を伝える。

要望 周知期間は、(自治会)総会が12月や1月であることを考慮してほしい。

・第4回 10月16日(日) 福井市企業局庁舎 参加人数：21名

意見 納税組合活動を通じて、組合員の家族とのコミュニケーションや高齢者の独居世帯の確認等、町内の状況を把握することができ、災害時にも役に立つ。

意見 納税組合ごとの事情を考慮し、納税組合が必要な地区は制度を継続するなど、一律廃止ではなく納税組合の意思を尊重した形で改正してはどうか。

回答 一部納税組合だけの継続は、納税の公平性の観点から、新たな不公平が生じるため適当でないと考える。

意見 周知期間は1年あれば十分である。

意見 納税奨励金は他の納税者から見て不公平だと考えられるため、制度を継続したとしても納税奨励金は廃止すべき。

質問 組合員個人へ廃止の周知を行うのか。

回答 各組合員へ直接通知を送付するのか、組合長を通して各組合員へ周知してもらうのかは検討中であるが、納税組合以外の納付方法に円滑に移行できるよう丁寧に周知を行う。

○総括

各会場において、継続、廃止両方の意見や要望があった。

いずれの会場においても、廃止のスケジュール、廃止方法、廃止後の口座振替等への移行についての質問が集中した。

周知期間は必要でありその期間は1年あれば十分という意見があった。

また、廃止の場合は、高齢者等の納税環境の確保を考えてほしい、納税組合制度に要していた費用を地域コミュニティ関係経費に充ててほしいなどの要望があった。